

協議事項イ 碧南市立学校管理規則の一部改正について（学校教育課）

1 改正の理由

次に掲げる理由により、規則の一部を改正する。

- (1) 教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（令和2年7月17日付け2初初企第14号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長及び文部科学省初等中等教育局財務課長通知）が発出されたことに伴い、主幹教諭、教諭及び講師（以下「教諭等」という。）の職務の明確化を図るため。
- (2) 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（令和5年7月5日付け5初健食第5号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長及び文部科学省初等中等教育局財務課長並びに文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長通知）が発出されたことに伴い、養護教諭及び栄養教諭の職務の明確化を図るため。

2 改正の概要

- (1) 教諭等の標準的な職務内容等に係る規定の追加（第22条の3及び新別表第1関係）
教諭等の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容等に係る規定を追加する。
- (2) 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務内容等に係る規定の追加（第22条の4、新別表第2及び新別表第3関係）
養護教諭及び栄養教諭の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容等に係る規定を追加する。

3 施行期日

公布の日

碧南市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 月 日

碧南市教育委員会教育長 生 田 弘 幸

碧南市教育委員会規則第 1 号

碧南市立学校管理規則の一部を改正する規則

碧南市立学校管理規則（平成 4 年碧南市教育委員会規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条の 3 第 1 項中「別表第 1」を「別表第 4」に改め、同条第 2 項中「別表第 2」を「別表第 5」に改め、同条を第 2 2 条の 5 とする。

第 2 2 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（教諭等の標準的な職務内容等）

第 2 2 条の 3 教育委員会は、主幹教諭、教諭及び講師（以下「教諭等」という。）の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容及びその例を別表第 1 のとおり定める。

（養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務内容等）

第 2 2 条の 4 教育委員会は、養護教諭及び栄養教諭の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容及びその例を別表第 2 及び別表第 3 のとおり定める。

別表第 2 中「（第 2 2 条の 3 関係）」を「（第 2 2 条の 5 関係）」に改め、同表を別表第 5 とする。

別表第 1 中「（第 2 2 条の 3 関係）」を「（第 2 2 条の 5 関係）」に改め、同表を別表第 4 とし、附則の次に次の 3 表を加える。

別表第1（第22条の3関係）

区分	職務の内容	職務の内容例
主として 学校の教 育活動に 関すること	教育課程及び学習指導に 関すること	教育課程の編成及び実施並びにその準備（学 校行事等の準備及び運営を含む） 児童生徒の学習評価及び成績処理
	生徒指導及び進路指導に 関すること	生徒指導体制の企画及び運営 児童生徒への指導援助 いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題への 対応及び指導 進路指導方針の策定及び実施 家庭、地域、他校種及び関係機関との連絡及 び調整 教育相談及び進路相談
	特別な支援を要する児童 生徒のために必要な職務 に关すること	個別の指導計画の作成及び活用 個別の教育支援計画の作成及び活用
主として 学校の管 理運営に 関すること	学校の組織運営に关すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委员会の企画及び運営 学年及び学級運営 学校業務改善の推進
	学校評価に关すること	自己評価の企画及び実施 学校関係者評価等の企画及び実施 学校に关する情報の提供
	研修に关すること	校内研修の企画、実施及び受講 法定研修その他の職責を遂行するために必要 な研修の受講
	保護者、地域住民等との 連携及び協力の推進に关 すること	関係機関、外部人材、地域及び保護者との連 絡及び調整
	その他学校の管理運営に 关すること	学校の保健計画に基づく児童生徒の指導 学校の環境衛生点検 学校の安全計画等に基づく児童生徒の安全指 導及び安全点検

別表第 2（第 22 条の 4 関係）

区分	職務の内容	職務の内容例
主として 保健管理 に関する こと	健康診断、救急処置、感染症の予防、環境衛生等に関すること	健康診断の実施（計画、実施、評価及び事後措置） 健康観察による児童生徒の心身の健康状態の把握、分析及び評価 緊急時における救急処置等の対応 感染症等の予防及び発生時の対応並びにアレルギー疾患等の疾病の管理 学校環境衛生の日常的な点検等への参画
	健康相談及び保健指導に関すること	心身の健康課題に関する児童生徒への健康相談の実施 健康相談等を踏まえた保健指導の実施 健康に関する啓発活動の実施
	保健室経営に関すること	保健室経営計画の作成及び実施 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知 設備及び備品の管理並びに環境衛生の維持に関する保健室の環境整備
	保健組織活動に関すること	学校保健計画の作成への参画 学校保健委員会及び教職員の保健組織（保健部）等への参画
主として 保健教育 に関する こと	各教科等における指導に関すること	各教科等における指導への参画（ティーム・ティーチング、教材作成等）

備考

- 1 養護教諭は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）附則第 14 項に基づき、当分の間、その勤務する学校において、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされ、兼職発令を受けることにより、養護教諭としてではなく、教諭又は講師として当該職務を遂行することが可能である。
- 2 校長は、各学校又は地域の実情等を踏まえ、別表第 2 に掲げていない職務であっても、別表第 1 に掲げる職務の内容のうち、主として学校の管理運営に関することについて、養護教諭の職務とすることができる。

別表第3（第22条の4関係）

区分	職務の内容	職務の内容例
主として食育に関すること	各教科等における指導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導への参画（ティーム・ティーチング、教材作成等）
	食に関する健康課題の相談指導に関すること	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等）
主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること	学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成及び栄養摂取状況の把握）
	衛生管理に関すること	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理並びに教諭等及び学校給食調理員への指導及び助言）

備考

校長は、各学校又は地域の実情等を踏まえ、別表第3に掲げていない職務であっても、別表第1に掲げる職務の内容のうち、主として学校の管理運営に関することについて、栄養教諭の職務とすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。